

東京都水道局長 殿

土地所有者（申請者）

住所

氏名

実印

連絡先電話 ( )

実務取扱者

住所

氏名

印

連絡先電話 ( )

### 用地境界確認申請書

私所有の下記土地とこれに隣接する水道用地との境界について、確認願います。  
また、境界確認書の取り交わしについても、併せてお願いします。

#### 記

市 町

区 村

1 土地の所在及び地番

番

2 添付書類

- (1) 土地所有者の印鑑証明書
- (2) 資格証明書（法人の場合）
- (3) 申請地の全部事項証明書
- (4) 地図
- (5) 現地案内図
- (6) 委任状（代理人による立会い等の場合）
- (7) 代位権限を証する書類（相続人等からの申請の場合）
- (8) その他（参考資料）

3 申請の目的  
（該当に○印）

- (1) 土地売買 (2) 分筆登記 (3) 地積更正登記 (4) 境界確認
- (5) 建物新增改築 (6) 外構新增改築
- (7) その他 ( )

#### ※ 水道局記入欄

用地名				
立会者		立会予定日	令和 年 月 日	時

担当課長	課長代理	課長代理	事務担当	受付者

〔注〕

- 用地境界確認申請は、土地所有者全員からの申請とします。申請書（様式1）に所有者全員が記名押印してください。  
なお、土地所有者が複数名のため申請書に書ききれない場合は、別紙に記名押印し、契印してください。
- 相続人による申請の場合は、作成年月日を記載した相続関係図に作成者が記名押印し、申請書に添付の上、法定相続人全員で申請してください。  
なお、すでに遺産分割協議が終了し相続人が確定している場合は、その相続人で申請し、遺産分割協議書の写しを申請書に添付してください。  
いずれの場合にも、申請時に相続を証する書面として、被相続人から始まる戸籍謄本、本籍記載の住民票（個人番号が未記載のもの）、遺産分割協議書等の原本を持参してください。確認後、返却します。
- 申請地の土地所有者が官公庁又は特殊法人である場合は、法令、定款等又は寄付行為が定める者とします。
- 申請地が信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者両者の共同申請とします。信託原簿の写しを申請書に添付し、原本を持参してください。確認後、返却します。
- 申請者は、土地家屋調査士、測量士、その他土地の測量、図面作成等の能力を有する者に、境界確認に必要な実務を申請者本人に代わって行わせることができます。
- 印鑑証明書、資格証明書、全部事項証明書は、発行後3箇月以内のものを添付してください。  
なお、登記情報提供サービスを用いて取得した書類は、登記官の認証が付されていないので不可とします。
- 土地所有者の中に境界確認の申請、境界の協議、境界の立会い、境界確認書の取り交わしを代理人に委任する方がいる場合は、委任状（様式2）を添付してください。
- この申請書に添付する書類は、次の要領で作成してください。
  - （1）地図  
閲覧中止など、やむを得ない事情による場合のほかは、登記所備付けの地図を添付し、該当箇所を朱線で表示してください。  
なお、複写又は転写した地図を添付する場合は、方位、縮尺、調査登記所名、調査年月日、調査者名を記載してください。
  - （2）現地案内図  
最寄り駅又は停留所から現地に至る経路、主な目標及び方位を記載してください。
  - （3）その他  
現況実測図等の参考資料がある場合は、添付してください。  
また、申請者の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有することを確認できる書類の写しを申請書に添付し、原本を持参してください。確認後、返却します。  
（例：親権を証する書面、破産管財人選任証書、裁判所の審判・判決・和解調書等）
- 申請地の登記事項証明書等に「差押」かつ「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書を必要とします。
- 申請書受理後、当局が指定する担当者と打合せを行ってください。
- 申請が不要となった場合は、取下書（様式3）を提出してください。
- 申請者の事情で次の事項に該当する場合は、協議が成立しなかったものとみなします。  
この場合、取下書（様式3）を提出した場合は、添付書類を返却します。
  - （1）申請書受理後、2箇月を経過しても境界立会いが終わらない場合
  - （2）立会い終了後、1箇月を経過しても境界確認書の提出がない場合
  - （3）申請書受理後、所有者でなくなった場合
- 境界立会い終了後、境界確認書、土地境界図を作成し、両書式を契印して提出してください。
- 完成した境界確認書は、担当窓口での直接受取りとなります。受取りの際は、受領書に受取者の署名捺印をもって引渡しします。  
なお、受取者は、原則として、申請者本人若しくは実務取扱者とします。

※ 現地と地図（公図等）の記載内容に相違等がある場合には境界確認の事務処理に時間を要する場合があります

○ 申請書の提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第二本庁舎21階北  
東京都水道局経理部管理課測量担当  
電話 03（5320）6390（ダイヤルイン）  
FAX 03（5388）1680